

教育委員会と大学との協働による「日本語指導が必要な児童生徒」への支援の取り組み：
静岡市における地域連携プロジェクトの事例から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-05-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大石, 純詩, 矢崎, 満夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006606

教育委員会と大学との協働による

「日本語指導が必要な児童生徒」への支援の取り組み

—静岡市における地域連携プロジェクトの事例から—

大石 純 詩*・矢崎 満 夫**

Supporting Students who need Japanese teaching

Based on Collaboration between a School Board and a University:

An example of regional cooperation projects in Shizuoka city

OHISHI Atsushi・YAZAKI Mitsuo

Abstract

The case of supporting students who need Japanese teaching based on collaboration between a School Board and a university is quite rare in Japan. Under the circumstances we have carried out several projects to support them based on the collaboration between Shizuoka City Board of Education and Shizuoka University. In this paper we report the results of the projects and mention the factors in success of those.

キーワード：教育委員会 大学 協働体制の構築 日本語指導が必要な児童生徒 教育支援

1 はじめに

教育委員会をはじめとした行政機関と教育学部や教育学研究科を有する大学との協働事業の取り組みは、全国的にはいくつか存在すると思われるが、「日本語指導が必要な児童生徒」（外国人児童生徒だけでなく、国際結婚家庭や海外帰国等の日本国籍を有する児童生徒も含む。以下、当該児童生徒）に対する教育支援を両者の協働体制の構築によって実施している事例報告は数少ない。文科省主催の「平成23年度帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会」で配付された資料を見ると、そこに挙げられている23の県・市教育委員会の報告のうち、大学との連携事業を行っていることが明確にうかがえたのは松阪市教育委員会の記述のみであった。その他の県や市の報告にも「運営協議会」や「連絡協議会」のメンバーの中に大学教員の名前が入っているケースはあるものの、その役割は「助言者」的立場のものがほとんど

であり、教育委員会と大学との協働体制の構築をもとに当該児童生徒への支援事業を推進している事例は見当たらない。

しかし、外国人家庭が多く居住する地区の学校現場では当該児童生徒の教育支援に日々苦慮しているため、その打開策として教育委員会（＝官）が地域のボランティア団体等（＝民）と協働して支援体制を整備している事例は少なくない。地域のボランティアの人々は問題点を敏感にとらえ、それらを改善するためにすぐに行動を起こす意志力を持っている。それが教育委員会のニーズと合致したとき、そこには「官」と「民」との協働体制が構築され、効果的な支援事業が展開されていく。ところがこの「官－民」の関係性に比べると、大学（＝学）との協働体制の構築はその実現がなかなか難しいことがわかる。

教育委員会（＝官）と大学（＝学）との協働による当該児童生徒に対する支援事業の事例は稀有である中、静岡市教育委員会（以下、静岡市教委）と静岡大学とは、大石（学校教育課所属）と矢崎（教職大学院所属）との協働体制の構築によって、当該児童生徒支援のための様々な地域連携プロジェクトを展開してきた。本稿ではこれまでの6年間の軌跡を振り返りながら、当該支援事業に関する報告を行

* 静岡市教育委員会学校教育課

**静岡大学大学院教育学研究科（教職大学院）

うとともに、それらを実現する推進要因について言及したい。

2 静岡市立小中学校における「日本語指導が必要な児童生徒」に対する支援の現状

静岡市教委の2010年調査によれば、静岡市立小中学校の当該児童生徒の数は58名であり、市立小中学校129校中、34校に分散して在籍している。浜松市等の外国人の「集住地区」と比べると当該児童生徒の数は少なく、1校当たりの在籍数もほとんどの学校が4人以下という、典型的な「散在地区」であるといえる。当該児童生徒の指導を専門に担当する加配教員の配置もないため、日頃は学級担任の教員が指導にあたることが多い。そこで静岡市では「日本語指導センター」を設置し、「通級指導」「訪問指導」「適応相談」の3種類の支援態勢を整えて当該児童生徒の指導に当たっている。しかし、「通級指導」には児童生徒の交通手段、「訪問指導」と「適応相談」には指導や相談を受ける回数や頻度にそれぞれ課題があった(矢崎2011)。

3 静岡市教委と静岡大学との協働による「日本語指導が必要な児童生徒」に対する支援事業

2で述べた状況下、2006年に静岡大学教育学部内に「地域連携部門・外国籍児童生徒支援分野担当教員」という新しいポストが設置された。そして東京都小学校の日本語指導学級担当教諭から転身してそこに着任した矢崎と、同年に市内中学校から市教委学校教育課へ指導主事として配属された大石とが会談する機会を持ち、今後双方が協働関係を構築して当該児童生徒のための支援事業を推進していくことを確認した。この会談が円滑に進んだ当時の背景としては、同大学の「地域連携部門」の教員になったものの、静岡県内には何のネットワークも持たなかった矢崎と、専門外の当該児童生徒への支援業務も担当する指導主事となった大石との、お互いのニーズが合致したことが挙げられる。

こうして構築された両者の協働体制をもとに、2006～2011年度の6年間に実施してきた当該児童生徒に対する支援事業は主に次の5つである。

- (1) 「日本語学習支援学生ボランティア派遣制度」の創設
- (2) 「日本語指導が必要な児童生徒」とその保護者支援のための教材・資料の開発・発行
- (3) 浜松市教委との連携による「外国人保護者向け通知文例集」の作成・発行
- (4) 指導主事と大学教員による市内小中学校への聞き取り調査訪問の実施
- (5) 「外国人保護者向けメール配信用翻訳文例集」の作成

上記のうち(1)の学生ボランティア派遣制度は、2006年に静岡市教委(大石)・静岡大学(矢崎)・静岡県立大学の担当者3者の合意に基づき創設した事業である。静岡市教委による「日本語指導センター」事業だけでは十分な支援が行き届かない課題を解決する一助とするために、「学生ボランティア」という大学のリソースを活用することにした。これは、ボランティア学生が市内小中学校に赴き、教職員とも協力しながら当該児童生徒に対して日本語・教科の学習支援や仲間づくりの支援等を展開するというものである。この「日本語・学習支援学生ボランティア派遣制度」事業の内容や成果・課題等については、矢崎(2011)において詳しい報告がされている。そこで本稿では、上記の5つの支援事業の中から(2)～(5)の取り組みを中心に以下述べていく。

3-1 「日本語指導が必要な児童生徒」と保護者支援のための教材・資料の開発・発行

3-1-1 当該事業実施までのプロセス

先述したとおり、静岡市には当該児童生徒に対する十分な支援体制が整っていないという現状があった。彼らがある日突然学校へ転入してくるケースも多く、その場合は受け入れ校や個々の教員たちによるその場の対応に委ねられてきた。そのため、当該児童生徒がどの小中学校に入っても適切な支援が行えるよう、支援に関連する知識や情報の蓄積・共有化を図ることが重要な課題となっていた。

上記の課題解決を念頭に置き、静岡大学と静岡市教委とは図1のように協働体制を整え、独立行政法人教員研修センターが募集する「教員研修モデルカリキュラム開発プログラム」に応募し、採択されるに至った。以下、当該事業に関して矢崎(2009)の報告内容をもとに述べる。

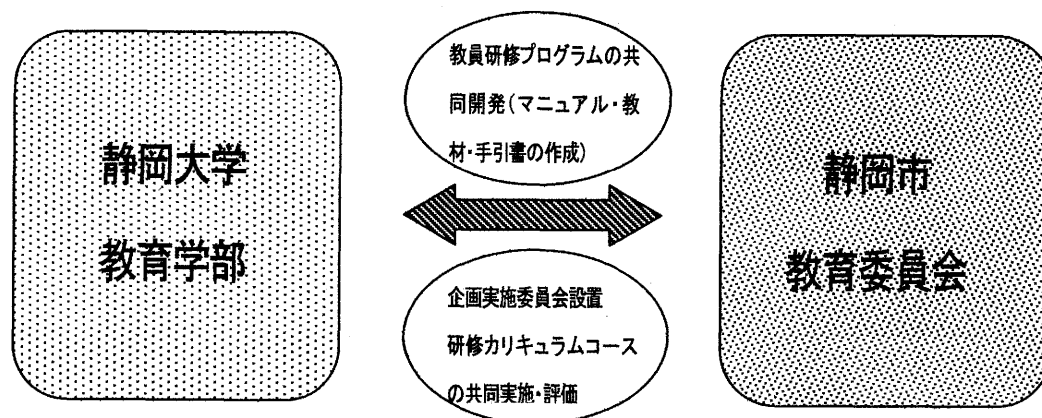


図1 静岡大学と静岡市教育委員会との協働体制

3-1-2 当該開発プログラムの内容

この開発プログラムの目的は、教職員が当該児童生徒をどのように学校に迎えるかを示した「教職員向けマニュアル」、日本語初歩段階の当該児童生徒への指導内容を盛り込んだ「児童生徒用日本語支援教材」、外国から来た保護者に伝えるべき様々な情報を掲載した「保護者用手引書」、以上3点の成果物の開発と発行であった。これら3点の成果物を市内小中学校に配付し利用してもらうことによって、当該児童生徒支援に関する知識や情報の蓄積・共有化を実現できるのではないかと考えた（図2）。

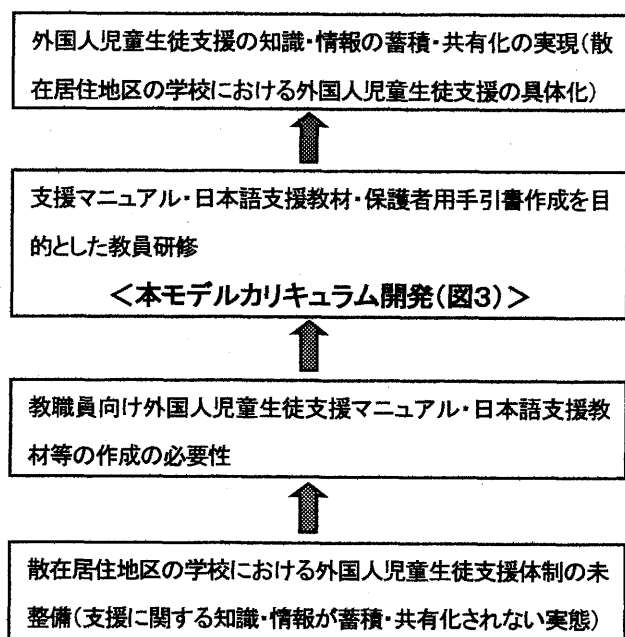


図2 教員研修モデルカリキュラム開発事業のコンセプト

なお、本プログラムの遂行にあたっては静岡大学と静岡市教委の関係者5名からなる「企画実施委員会」を設置し、当該事業を進めていった。

また、開発した研修カリキュラムでは、上記3点の成果物作成が可能となるように「相互事例検討」「理論演習」「マニュアル・教材作成検討実習」の3種類を設定した（図3）。

「相互事例検討」とは、研修に参加する教員相互が事例を報告し合い、自身の事例と照らし合わせてディスカッションを行いながら、個々のケースについての対応策を探っていくものである。同じような課題を抱えた参加者同士の情報の共有化をねらいとしており、本研修コースの初期に配置した。

「理論演習」とは、静岡大学の教員数名（矢崎を含む）によって、外国人児童生徒理解・日本語支援・国際理解教育のあり方等に関する講義と演習を供するものである。研修に参加する教員は「マニュアル・教材作成検討実習」において、教職員向けマニュアル・児童生徒用教材・保護者用手引書の作成にかかわることになるため、その際の参考となるような知識や情報を提供したり、それらをもとに議論を展開したりして、参加者個々の視野を広げることをねらいとした。また、実際に外国人児童を受け入れている小学校の教育現場（研修参加教員が担任をしているクラス）の視察も行い、当該学校長による当該児童生徒の受け入れのあり方に関する講義も取り入れた。この「理論演習」は、主に本研修コースの中期に配置した。

カリキュラムの後期には「マニュアル・教材作成検討実

習」を配置した。参加者は「相互事例検討」と「理論演習」で得られた情報や知見を踏まえたうえで、それぞれの成果物にどのような内容を盛り込むべきかについて素案を「作成」し、その後も成果物原案の「検討」を行う。研修参加

教員自らが成果物の作成に携わるという実習形式をとることによって、より教育現場に適合したマニュアルや教材等を開発することができると考えた。

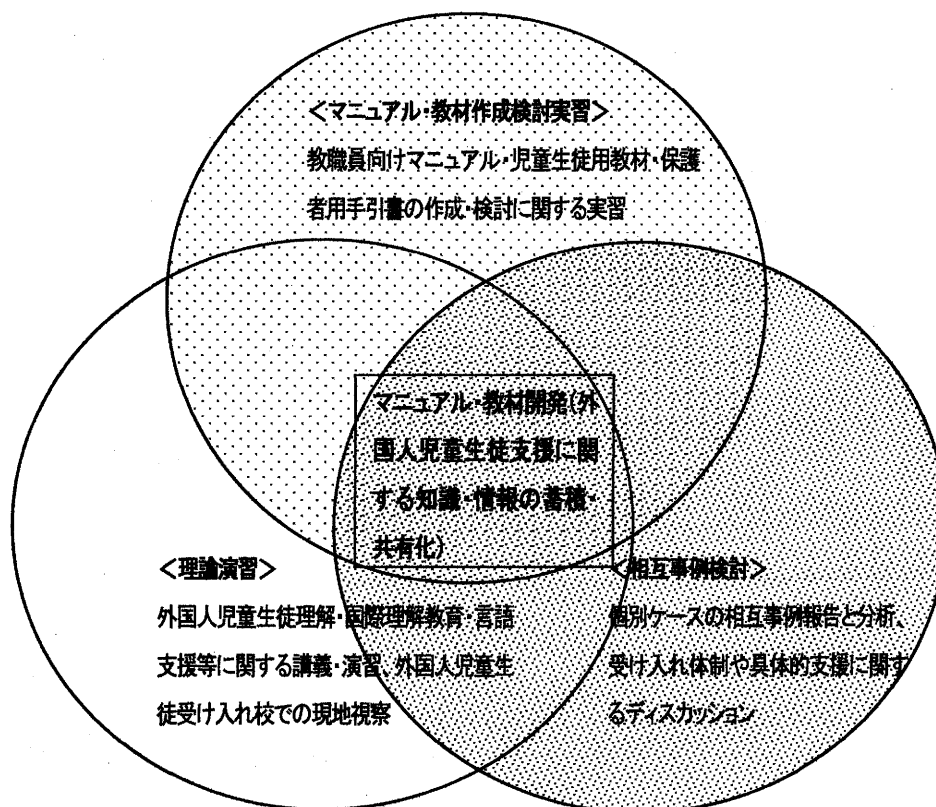


図3 モデルカリキュラム概念図

3-1-3 成果

2008年度、当該モデルカリキュラムに基づいて年間6回・合計22時間の研修会を開催した。研修参加者は、静岡市立小学校教頭1名、同小学校教諭6名、同中学校教諭1名の計8名であった。教頭は外国人児童を受け入れている小学校の所属で、他の教諭もすべて当該児童生徒の在籍学級担任教員であった。これらの研修参加者は、静岡市教育委員会の担当指導主事(大石)が選定し、マニュアルや教材等の作成を目的とした「研修委員会委員」として業務を委嘱した。

最終的に、研修参加教員が主体となって作成した「教職員向けマニュアル・児童生徒用教材・保護者用手引書」の3点の成果物(以下、3冊子)を2009年3月末に発行することができ、同年4月から順次、市内小中学校の当該児

童生徒の在籍校や新しく転入した学校に配付していった。また必要な人は誰でも活用できるように、静岡市教委学校教育課ウェブサイトの「日本語指導が必要な児童生徒のためのページ」にも掲載した(【資料1】)。

3-2 「外国人保護者向け通知文例集」の作成・発行

3-2-1 当該事業実施までのプロセス

ここ数年、当該児童生徒が在籍する学校から「保護者が日本語を十分に理解できないため、学校から家庭に様々な連絡を行う際、必要事項が伝わらず苦労している。連絡用配付文書の外国語翻訳版がないか」という声が数多く静岡市教委に届けられていた。しかし、市教委としてもなかなか適当な打開策を講じることができずにいたため、各小中学校の教職員はインターネットの翻訳ページや他市の関連

ウェブサイトにある翻訳文書を利用して対応している状況であった。そうした中、静岡市教委との地域連携事業を推進するために矢崎が研究計画を立てて応募した静岡県立大学の特別研究推進費が2010年に採択されたことから、静岡市教委（大石）・静岡大学（矢崎）・静岡県立大学関係者の3者でその有効活用法について議論することになった。その結果、当該予算を使用して、学校から保護者に渡す通知文を各国語に翻訳し、学校の教職員がそれらを簡単にダウンロードや文書改変できるシステムを開発してウェブ上に公開することにした。当該システムを開発するにあたっては、大石が調整役となり、外国人保護者向けの通知文例集の作成において先駆的な取り組みを行っている浜松市との連携を図っていくことにした。ブラジル人の児童生徒が多く在籍する同市は、特にポルトガル語の通知文例集が充実しており、それらを共同利用できれば静岡市にとってメリットが大きいと判断した。一方、静岡市もフィリピン語や中国語等、ポルトガル語以外の言語の文例集はいくつか既に有しており、また当該予算を使ってその他の言語でも作成できる見込みとなったため、その成果を浜松市に還元すれば、両市にとって互恵的な関係を構築できるものと考えた。

当該システムの開発及び外国人保護者向け通知文例集の作成・発行までの詳しい経緯は以下のとおりである。

1) 外国人保護者向け通知文例集作成委員会の発足（2010年10月）

筆者らは、静岡県立大学の関係者も交えた当該委員会を立ち上げ、通知文例集の形態、作成・配付方法、学校が必要とする文書の洗い出し、作成後の周知方法等について議論を行った。そして以下ア）～ウ）の内容について決定した。

ア）通知文例集の内容・作成方法について

静岡市教委が浜松市教委に業務提携を呼びかけ、両委員会が既に作成している当該児童生徒支援に関連する翻訳資料（既にウェブサイトに掲載されているもの）を相互に提供し合う。また、その他の必要通知文書に関しては静岡市教委側が翻訳を行い、そのデータを浜松市教委側に提供することとする。

イ）具体的な作成計画

- ①静岡市教委が浜松市教委に依頼し、データの提供、転載及び改変の許可を得る。
- ②翻訳が必要な通知文書を決定する。
- ③翻訳者に依頼して翻訳作業を行う。
- ④翻訳終了後、静岡市は必要データを浜松市に提供し、両市教委のウェブサイト上に当該文例集を掲載して関係者が自由に使用できるようにする。

ウ）翻訳する言語について

静岡市の実状に合わせて、ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・ベトナム語・中国語・英語の6カ国語に翻訳することにした。

2) 浜松市教育委員会への依頼（11月）

静岡市教委が作成する翻訳データは無償で浜松市教委に提供するという条件で、浜松市教委からすべての翻訳データを提供してもらった。

3) 翻訳する通知文の決定・翻訳者への依頼（11月）

4) 翻訳済データの集約・点検作業（2011年2～4月）

5) 浜松市教委に翻訳済データを送付（4月）

6) 静岡市内の新規転入児童生徒の受け入れ校へ配付を開始（5月）

7) 静岡市教委学校教育課ウェブサイトへの掲載準備・業者への依頼（7月）

8) 静岡市立小中学校における広報活動（8月）

大石・矢崎の2名で静岡市内小中学校を訪問し、通知文例集の紹介を行った。

9) 静岡市教委学校教育課ウェブサイトに掲載完了（9月）

10) 静岡市立全小中学校へ向け、同上ウェブサイト每周するための文書を発送（9月）

3-2-2 成果

上記のプロセスでも述べたとおり、当該通知文例集は浜松市教委と連携したうえで、ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・ベトナム語・中国語・英語の6言語で作成した。その内容は、例えばポルトガル語では、「学籍」「転入学時の説明」「会計」「行事に関するお知らせ」「保健関係」の5つの項目に分かれ、全部で43種類の通知文例が含まれている（【資料2】）。市内の学校は、静岡市教委

学校教育課のウェブサイトから必要な翻訳文をダウンロードし（【資料3】）、それぞれの実状にあわせて文例を自由に改変できるようにした。現在も引き続き当該ウェブサイトの周知に努めている段階だが、今後徐々に学校現場からフィードバックをもらっていく予定である。

3-3 市内小中学校への聞き取り調査訪問の実施

3-3-1 当該事業実施までのプロセス

3-1の支援用3冊子の刊行から約2年が経過したことから、筆者らは2011年度内にこれら3冊子が当該児童生徒支援に必要な小中学校でどのくらい使用されているか、また使用している学校ではどれだけ役に立っているか、改訂すべき点はないか等について調査し、検証する必要があると考えた。

そこで2011年5月に、まず日本語指導センターに通級する当該児童生徒の学級担任教員36名に対してアンケート調査を実施することにした。その質問項目と回答結果は以下のとおりであった（【表1】【表2】）。

本調査を行ってみてわかったことは、改訂の必要性を議論する以前に、これら3冊子が支援を必要とする児童生徒の担任教員の手に渡っていない、または知られていないという事実であった。3冊子は、当該児童生徒が転入してき

た際には、すぐに静岡市教委学校教育課からその学校に送付されている。しかしそれにもかかわらず、このような状況になっている原因は何か、そしてどのような手立てを講じれば、より活用されるようになるのかを調査する必要があると生じてきた。

そこで筆者らは、市内の当該児童生徒の支援が必要な学校の中から数校を選び、そこを訪問して3冊子の利用状況等に関して尋ね、必要であれば利用法の説明を直接行うとともに、当該児童生徒を支援する上での日頃の悩みや要望等についても聞き取り調査をすることにした。

また、同時に3-2の「外国人保護者向け通知文例集」の紹介も行うことにした。

以上の聞き取り調査訪問実施までの詳しい経緯は以下のとおりである。

- 1) 静岡市教委（大石）が、日本語指導センターに通級している児童生徒の学級担任教員に対して3冊子の使用状況等に関するアンケート調査を実施した。（2011年5月）
- 2) 大石・矢崎がアンケート結果を分析し、学校訪問による聞き取り調査の必要性を確認した。（7月）
- 3) 大石が候補に挙げた学校数校に調査訪問を打診し、調整の結果、4校に対する訪問を決定した。（7月）

【表1】 支援3冊子の周知状況

質問1 支援3冊子が作成され、配布（学校教育課のウェブサイト上でも公開）されていることを知っていますか。

	保護者用	教員向けマニュアル	児童生徒用
配布・ウェブサイトの両方を知っている	2	1	2
配布していることのみ知っている	13	14	9
ウェブサイトで公開していることのみ知っている	2	0	0
両方知らない	18	21	25

【表2】 支援3冊子の活用状況

質問2 支援3冊子を使用していますか。

	保護者用	教員向けマニュアル	児童生徒用
かなり使用している	0	0	0
使用している	4	4	2
あまり使用していない（無回答含む）	26	27	29

4) 大石・矢崎が4校を訪問し、当該児童生徒の学級担任教員6人から聞き取り調査を行った。(8月)

3-3-2 聞き取り調査対象

聞き取り調査を実施したのは、静岡市立小学校2校および同中学校2校に在籍する教員計6名で、以下a)～d)の当該児童生徒を受け持つ学級担任の教諭であった。

a) A中学校

- ・1年女子生徒(2011年5月にフィリピンより来日・日本語初級レベル)
- ・1年女子生徒(同年6月にフィリピンより来日・日本語初級レベル)

b) B中学校

- ・3年女子生徒(2011年4月にフィリピンより来日・日本語初級レベル)

c) C小学校

- ・6年女子児童(2011年4月にフィリピンより来日・日本語初級レベル)
- ・4年女子児童(同年6月にフィリピンより来日・日本語初級レベル)

d) D小学校

- ・6年女子児童(2011年5月にフィリピンより来日・日本語初期レベル)

3-3-3 聞き取り調査の内容と調査結果

当該聞き取り調査では主に以下の2点について質問を行い、自由に意見を述べてもらった。

- (1)「日本語指導が必要な児童生徒」を受け入れて感じる指導上の困難点・悩み・市教委等への要望
- (2)3冊子について利用しているか、利用していない場合はその理由

上記(1)、(2)の質問事項に対する聞き取り調査の結果は以下のとおりであった。

- (1)「日本語指導が必要な児童生徒」を受け入れて感じる指導上の困難点・悩み・市教委等への要望

○指導上の悩み

- ・日本語のわからない子どもが転入してきた当初は、何

をどう話しかければよいのかわからず戸惑った。

- ・子どもが「自分は歓迎されていないのではないか」という孤立感を感じているように見えたが、どうしてあげれば良いかわからなかった。
- ・支援しようとしても子どもが特別視されるのを嫌がって困った。
- ・不用意な発言による人間関係のトラブルが多い。
- ・多忙により関わる時間が十分に取れない。
- ・国にもよるが、算数・数学が苦手な子どもが多い。特に割り算で苦勞している。
- ・水泳を嫌がったので困った。

○市教委等への要望

- ・支援の手がなく困っているので、日本語・学習支援の学生ボランティアに学校へ入ってもらいたい。
- ・外国人保護者にも学校から緊急の連絡事項をメール配信で知らせているが、日本語では理解してもらえず困っている。メール用の翻訳文例集があるとよい。

(2)3冊子について利用しているか、利用していない場合はその理由

○3冊子の利用状況

- ・児童生徒用支援教材の存在は知っていたが、指導の時間が取れず十分には活用していない。
- ・3冊子があること自体、知らなかった。

○利用していなかった理由

- ・手もとには渡っていたが、日々の多忙な生活の中でじっくり目を通すことができなかった。
- ・管理職から学級担任教員の手もとに渡っていなかった。
- ・前任の担任から冊子についての引き継ぎがなかった。

3-3-4 調査結果を受けての対応と成果

3-3-3(1)の「指導上の悩み」については、当該児童生徒への実践的な支援方法を専門とする矢崎が6名の教員からの個々の悩みや質問に対応し、助言等を行うことができた。それは元の訪問目的には入っていなかったが、当該調査訪問を実施してみたことによって生まれた1つの成果であった。今後も定期的に市教委の担当指導主事とコンサルティングのできる大学教員とが協働し、同様の調査訪問を実施していきたいと考える。

また、教員から出された2つの要望に対し、まず「学生ボランティアによる支援」については、3で述べた「日本語・学習支援学生ボランティア派遣制度」を利用して、新学期から静岡大学の学生ボランティア2名に2つの学校に入ってもらうことにした。そしてもう1つの「外国人保護者向けメール配信用翻訳文例集」についても、後日市教委内で正式に作成することを決定し、具体的作業に入ることにした（後述）。

一方で、3-3-3(2)の「3冊子の利用状況」については、その存在自体が学校現場にほとんど周知されていないことがわかった。そこで聞き取り調査対象の6名の教員に対しては、支援3冊子の活用方法について直接説明を行った。それとともに、上記の「外国人保護者向けメール配信用翻訳文例集」作成に関する通知文書を市内の全小中学校に送付するにあたり、その中に支援3冊子の紹介内容も入れて、あらためて市内全小中学校に対して広報を行うことにした。

3-4 「外国人保護者向けメール配信用翻訳文例集」の作成

3-4-1 当該事業実施までのプロセス

3-3の調査訪問を実施したことにより、筆者らは教員側からの具体的な要望を把握することができた。その結果を受けて、市教委（大石）は早速、当該メール配信用翻訳文例集の作成に向けた作業に入った。その詳しい経緯は以下のとおりである。

- 1) 市立全小中学校の教頭・教務主任・当該児童生徒担当教員等に対して「外国人保護者向けメール配信用翻訳文例集」を作成する旨の文書を送付し、「作成した翻訳文例集の送付を希望するか」「具体的にどのような文例があるといいか」等についてのアンケート調査を実施した。また、諸事情を勘案した結果、当該文例集はポルトガル語・フィリピン語・中国語・韓国語・英語の5言語で作成することを決定した。（2011年9月）
- 2) アンケート結果を分析した後、翻訳する文例を決定し、各言語翻訳者に依頼した。（10月）
- 3) 翻訳済データの集約・点検作業を行った。（11月）

3-4-2 当該メール配信用翻訳文例集の内容

前項1)の全小中学校に対するアンケート調査を実施した結果、129校中45校から回答が得られ、当該事業に対する現場のニーズの高さを知ることができた。その分析結果を踏まえて、当該メール配信用翻訳文例集には以下のような内容を入れることにした。

- (1) 大雨洪水・暴風警報等に関する登下校（休校）の連絡
 (例)・[〇時△分現在]（静岡市南部に）大雨洪水警報が発令中です。
 ・本日は休校とします。
 ・警報が解除されるまで自宅で待機してください。
- (2) 地震発生・地震予知情報・引き渡しに伴う連絡
 (例)・ただ今、地震の予知情報が発令されました。
 ・お子さんを学校で保護しております。（〇時△分に）学校へ迎えに来てください。
- (3) 登校・下校時間・授業打ち切りの連絡
 (例)・給食後に下校します。
 ・〇時△分までに登校させてください。
- (4) 明日の予定・持ち物の連絡
 (例)・各学級の明日の予定については後で（〇時△分頃）連絡します。
 ・明日は〇曜日課です。
- (5) 不審者情報の連絡
 (例)・〇〇（場所）で不審者が現れたとの情報がありました。気をつけてください。
 ・不審な電話がかかっています。
- (6) 行事の開催・延期・中止・出発・到着等に関する連絡
 (例)・本日予定していた〇〇〇は雨天のため中止します。
 ・〇年生の自然体験教室の学校への到着時刻は〇時△分頃になります。
- (7) 集金の連絡
 (例)・明日は集金日です。口座の残高を確認してください
- (8) 保健関係（インフルエンザによる学級閉鎖、病気、ケガ等）の連絡
 (例)・インフルエンザが流行しているため、本日より〇年△組が学級閉鎖になります。

- ・体調不良の児童（生徒）が多いため、注意してください。

(9)その他の連絡（自由プール・メール配信登録・道徳授業への協力依頼・人事異動 等について）

3-4-3 成果

2011年11月末に当該翻訳文例集が一通り完成したため、希望する学校には印刷した文例集を送付するとともに、学校教育課ウェブサイトにデータを掲載した（【資料4】）。

使い方は以下のとおりである。

- ① 当該ウェブサイトの「様式集」をクリックする。
- ② 「グループで検索」から「日本語指導センター関係」を選ぶ。
- ③ 「50音で検索」から「は」を選ぶ（「翻訳」の意）。
- ④ 「資料名（概要）」画面が出るので、その中から必要な言語を選び、ファイルをダウンロードする。
- ⑤ 文例集の内容の中から必要な文を選んで翻訳文をコピーする。
- ⑥ 各学校のメール配信ソフトの本文に貼り付けた後、送信する。

なお、今後も現場からの意見を反映させながら適宜更新を行っていく予定である。

4 まとめと今後の課題

これまで述べてきたように、筆者らは教育委員会と大学との協働体制の構築によって、当該児童生徒はもとより、その保護者および学校教員に対しても、様々な支援事業を展開することができた。それぞれの支援事業実施までのプロセスから見てきたのは、教育委員会の担当指導主事こそが、学校現場が直面する問題点を的確にとらえ、それらを解決するための具体的手立てを考える役割を担っているということである。しかし、教育委員会がその問題解決を実現するためには、より高度な専門性やリソースの確保、予算の工面等が課題となることも事実であった。

今回の事例では、大学がそうした課題を克服するための支援ができる機関であることもわかってきた。なぜなら、大学には専門性を持った教員がおり、学生等の人材や関連教材等のリソースも数多く持ち合わせているからである。

しかも、どこも苦慮する予算の工面においてさえ、大学内の特別予算や外部資金を支援事業のために獲得することによって賄うことも可能となるのである。

以上のように、教育委員会側は現場の問題点を的確にとらえて大学側に提示し、大学側は地域貢献活動のために教育委員会と共にその力を発揮する。当該児童生徒の支援に限らず、教育委員会（＝官）と大学（＝学）とが協働体制を構築することによって解決できる地域教育課題は決して少なくないのではないだろうか。

しかし、当該児童生徒に対する支援に関して言えば、大学教員が行政による関連事業の中で「助言者」のみの役割を脱しきれない要因には、行政側が大学教員を従来の「理論的研究者」というイメージでとらえがちであると同時に、大学側にも現場のことを熟知し、具体的な打開策を提案できる「実践的研究者」が少ないという点も挙げられるだろう。現場の課題に対応できる大学教員の増加を期待しつつ、静岡市においては、今後も引き続き静岡市教委と静岡大学の担当者間の協働体制を礎として、当該児童生徒・保護者・学校教員のための教育支援事業を推進していきたい。

【引用・参考文献】

- 静岡市教育委員会学校教育課・静岡大学教育学部（2009）『日本語指導が必要な児童生徒を迎えるにあたって』同上（2009）『ともだちになろう！』同上（2009）『学校大スキ！』（ポルトガル語・フィリピン語・中国語・英語）
- 文部科学省初等中等教育局国際教育課（2011）『平成23年度帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会』（連絡協議会配付資料）
- 矢崎満夫（2009）「日本語指導が必要な外国人児童生徒のための支援マニュアル・教材等の作成を目的とした教員研修カリキュラムの開発」『独立行政法人教員研修センター委嘱事業 教員研修モデルカリキュラム開発プログラム（平成20年度教育課題研修）報告書』
- 矢崎満夫（2011）「学生ボランティアによる「つながりづくり」の支援—学校現場における多文化共生の実現に向けて—」『静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』第19号 pp171-180

【資料1】

静岡市教育委員会学校教育課ウェブサイト(<http://www.gakkyo.shizuoka.ednet.jp/>)
「日本語指導が必要な児童生徒のためのページ」

(支援3冊子の入り口箇所)



外国人児童生徒・保護者のための学校の手引き「学校大すき！」

“We love school!” ～Understanding schools in Shizuoka City～

“Adoro escola!” ～Vamos entender as escolas da cidade de Shizuoka em prol das crianças～

“Gustong gusto ko ang paaralan” ～Unawain natin ang paaralan ng lungsod ng Shizuoka para sa ating anak～

“非常喜欢学校！”～为了孩子，让我们了解静岡市的学校～



ダウンロードはこちらから

「日本語指導が必要な児童生徒を迎えるにあたって」(教員向け支援参考資料)

静岡市の教職員の方へ

学校に日本語指導が必要な児童生徒が転入してきたときは、この冊子を参考に
して支援してください。どの子どもたちも、かけがえのない存在です。
いつでも「愛、たっぷり」でお願いします！

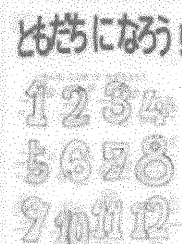


ダウンロードはこちらから

日本語のレベルが初期～初級の児童生徒向け教材 「ともだちになろう！」

この冊子は、日本語初期指導を必要とする児童生徒が、日本の学校生活を知る手助けをするための教材です。学校生活での場面を、朝から下校までの一日の流れに沿って、それぞれの課で紹介しています。

「ともだちになろう」の題のとおり、クラスのともだちや先生方と協力して行う練習問題を用意しています。児童の日本語力などの状況に合わせて使用方法を考えてください。



ダウンロードはこちらから

「外国人保護者向け文書」(学校向け翻訳資料集)

学校から保護者に向けて出される文書には様々なものがあります。

外国人の保護者は、日本と母国の文化・習慣の違いから、日本の学校の教育が理解できないことがあります。ですから、重要な文書については、外国人の保護者にはできる限り母国語に翻訳されたものを渡したいものです。

この翻訳資料集は、学校が外国人保護者に渡すことが予想される文書を集め、翻訳してあります。データはワードまたはエクセルファイルです。必要に応じ、各学校ごとに適切な形に改変して使用してください。
(この資料集は、静岡県立大学教員特別研究費を活用し、浜松市教育委員会、静岡県立大学、静岡大学と本市教育委員会との連携により作成されました。)

ダウンロードはこちらから



(「外国人保護者向け通知文例集」の入口箇所 →【資料2・資料3】参照)

【資料2】「外国人保護者向け通知文例集」（ポルトガル語版）の翻訳内容

分 類	文 書 内 容
学 籍	(1) 転出予定調べ
転入学時の説明	(2) 転入学時の説明 (3) 新入生入学前説明会【中学校】 (4) 小学校外での生活のきまり (5) 服装・頭髪・持ち物などのきまり (6) 欠席届 (7) 外国人児童生徒調査票 (8) 住所・電話番号の変更調査 (9) 地震や台風など緊急時の処理の仕方
会 計	(10) 校納金納入のお願い (11) 返金のお知らせ (12) 領収書
行事に関するお知らせ	(13) 参観会と懇談会・説明会のお知らせ (14) 遠足のお知らせ (15) 遠足の日のお弁当のお知らせ (16) 宿泊訓練持ち物リスト (17) 宿泊訓練前健康調査 (18) 校内行事のお知らせ (19) マラソン大会健康チェック表および参加申込書 (20) 水泳についてのお知らせ (21) 水泳学習前健康調査 (22) 夏休みの水泳カード【小学校】 (23) 水泳学習のお知らせと健康調査 (24) 個人面談の日程希望調査と連絡票 (25) 保護者来校のお願い (26) P T A役員選出のお知らせと委任状 (27) 旗振り（日時・場所連絡） (28) お弁当が必要な日のお知らせ
保健関係	(31) 小学校保健調査票 (32) 中学校保健調査票 (33) 感染症による出席停止のお知らせ・許可証明書 (34) 心臓検診調査表A (35) 心臓検診調査表B (36) 川崎病調査票 (37) 学校におけるアレルギー疾患への対応について (38) 「学校生活管理指導表」配布希望調査用紙 (39) 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の配布 (40) アレルギー用様式1 (41) アレルギー用様式2 (42) 脊柱検診結果のお知らせ (43) 食物アレルギーの症状調査

【資料3】

「外国人保護者向け通知文例集」の掲載例（学校教育課ウェブサイト「日本語指導が必要な児童生徒のためのページ」より）

（必要な言語の通知文書の○の部分をクリックする）

この資料集は、静岡県立大学教員特別研究費を活用し、浜松市教育委員会、静岡県立大学、静岡大学と本市教育委員会との連携により作成されたものです。 各データはワード又はエクセルで作成してあります。各校で必要に応じて改変してください。 〔使用方法〕使用したいファイルの該当言語の○印をクリックし、ダウンロードしてください。		ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語	ベトナム語	中国語	英語
学籍	(1)転出予定調べ	○	○	○	○	○	○
転入学時の説明	(2)転入学時の説明	○	○	○	○	○	○
	(3)新入生入学前説明会【中学校】	○	○	○	○	○	○
	(4)小学校外での生活のきまり	○	○	○	○	○	○
	(5)服装・頭髮・持ち物などのきまり	○	○	○	○	○	○
	(6)欠席届	○	○	○	○	○	○
	(7)外国人児童生徒調査票	○	○	○	○	○	○
	(8)住所・電話番号の変更調査	○	○	○	○	○	○
	(9)地震や台風など緊急時の処理の仕方	○	○	○	○	○	○
会計	(10)校納金納入のお願い	○	○	○	○	○	○
	(11)返金のお知らせ	○	○	○	○	○	○
	(12)領収書	○	○	○	○	○	○

（例えば「会計」の「(10)校納金納入のお願い」の「ポルトガル語」をクリックすると下記の文書が現れる）

校納金納入のお願い（金融機関から口座振替ができなかったため）
QUANTO A MENSALIDADE ESCOLAR (ATRASADO).

金融機関から口座振替ができなかったため、本通知文が入った封筒に現金を入れ納入してください。

A presente tem como finalidade informar aos senhores que a escola não conseguiu debitar o valor referente a mensalidade escolar, através de sua conta bancária. Favor colocar o valor escrito abaixo no envelope em anexo e entregar na escola.

次回からは登録口座から振替えます。口座残高を確認してください。よろしくお願いします。

A partir do próximo mês, gostaríamos de debitar a despesa escolar através da conta bancária registrada em nossa escola. Favor manter o saldo suficiente para o débito. Contamos com a sua colaboração.

1金額 Valor	¥
2内訳 Conteúdo	

（必要な通知文書の翻訳文が自由に使用でき、改変も可能）

【資料4】学校教育課ウェブサイト「様式集」に掲載されているデータ例

外国人保護者向け「メール配信翻訳文例集」〔フィリピン語〕

【使い方】

- ・必要な翻訳文をコピーし、メールソフトの文章入力画面に貼り付けてください。
※より正確に伝えるため、必要に応じて、日本語（ひらがな）またはローマ字や英語を併記することを勧めます。可能であればFAXによる送信も併用してください。

【大雨洪水・暴風警報等に関する登下校（休校）の連絡】

	日 本 語	フィリピン語
1	本日の登校について	Tungkol sa pagpasok sa paaralan ngayon.
2	〔〇時△分現在〕 （静岡市南部に） 大雨洪水警報が発令中です。	[alas 〇:△] (sa dakong timog ng Lungsod ng Shizuoka) May babala ng malakas na malakas pagulan at baha.
3	台風が近づいています。	May palapit na bagyo.
4	今後さらに台風が接近する恐れがあります。	May pagaalala na mas lalong lumalapit ang bagyo.
5	今後暴風警報が解除される見込みはありません。	Hindi maaalis ang babala ng napakalakas na hangin.
6	本日は休校とします。	Kakanselahin ang klase sa araw na ito.
7	警報が解除されるまで自宅で待機してください。	Maghintay lamang sa bahay hanggang sa mawala ang babala.
8	警報が解除されました。	Nawala na ang babala.
9	〇時までに暴風警報が解除されたら、ただちに登校させてください。	Kapag inalis ang babala ng napalakas na hangin hanggang alas 〇, pumasok kaagad sa paaralam.
10	解除されない場合は休校です。	Ikakansela ang klase kapag hindi inalis ang babala.
11	警報は発令中ですが、風雨は弱まりました。	Mayroon pang babala ngunit humina na ang hangin.
12	気をつけて登校させてください。	Mag-ingat sa pagpasok sa klase.
13	風雨が激しい場合は、ご家庭の判断で登校時間を遅らせるなど、安全に注意した上で登校させてください。	Kapag napakalakas ang hangin at ulan, nasa pagpapasiya ng pamilya kung mahuhuli sa pagpasok sa klase ang anak, mag-ingat lamang sa pagpasok.
14	お子さんを自宅待機させる場合は学校へメールか電話で知らせてください。	Kung paghihintayin sa bahay ang anak, ipaalam ito sa paaralan sa pamamagitan ng e-mail o sa pagtawag sa telepono.
15	河川の増水に注意してください。	Mag-ingat sa pagtaas ng tubig sa ilog at lawa.